

令和8年第4回大竹市教育委員会

1 開催日時 令和8年4月24日(金) 9時30分開始

2 会場 大竹市役所3階大会議室

3 出席及び欠席委員

|     |      |    |
|-----|------|----|
| 教育長 | 小西啓二 | 出席 |
| 1番  | 池田良枝 | 出席 |
| 2番  | 小城和之 | 出席 |
| 3番  | 市川洋  | 出席 |
| 4番  | 山田洋子 | 出席 |

4 出席職員

|        |       |
|--------|-------|
| 教育次長   | 柿本剛   |
| 総務学事課  | 奥田健   |
|        | 重安千陽  |
|        | 坂井涉   |
|        | 浅井田展彦 |
|        | 坂栄研吾  |
|        | 須藤颯太  |
| 生涯学習課長 | 外谷明洋  |
| 生涯学習課  | 武田宜裕  |
|        | 松岡文明  |

.....  
【開会時刻 9時30分】

小西教育長 定足数に達していますので、これより令和8年第4回大竹市教育委員会会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、池田委員を指名します。

これより本日の日程に入ります。日程第1「会期の決定について」を議題とします。会期は、4月24日一日限りとします。これに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

議案第10号 学校における働き方改革取組方針の改定について

小西教育長 日程第2「議案第10号 学校における働き方改革取組方針の改定について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 この度の改定は、令和5年5月に改定した「学校における働き方改革取組方針」の取組期間が令和7年度で終了すること、また、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正されたことにより、サービスを監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされたことによるものです。まず、「1 趣旨」につ

いてです。これまで、大竹市教育委員会では、令和元年6月に「学校における働き方改革取組方針」を策定して以降、2度の改定を経ながら、学校における働き方改革や業務改善につながる取組を総合的に推進してきました。これまで、目標・成果指標として、「子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合が80%以上となることを目指す。」「在校等時間から、正規の勤務時間を除いた時間を原則年360時間以内及び月45時間以内とする。」を掲げて改善を図ってまいりましたが、未だ目標達成には至っていない状況です。このことから、本市が「目指す姿」を実現するため、本方針に、より具体的な取組を計画的に進めることを盛り込むことで実効性のあるものに改定するとともに、この度の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、サービスを監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされたことを受け、本方針を、同法第8条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置付け、取り組んでいこうとするものです。(2)「目指す姿」についてです。「全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、教員が心身ともに充実し、「働きやすさ」と「働きがい」を両立しながら、主体的に学び続け、専門性を最大限に発揮できるよう、子供たち一人一人と向き合うことができる環境を構築する。」としています。続きまして、「2 本市の現状」です。大竹市教育委員会といたしましては、本方針に基づき、大竹市立学校における教職員の働き方改革や業務改善につながる効率的かつ効果的な取組を検討・実施していくことや、学校の総業務量を意識しながら、普段の改善・見直しを進めていくことなどにより、業務量の削減を行い、教員が限られた時間の中で、子供と向き合う時間を確保し、最大限の教育効果を発揮できるような環境整備に取り組んできました。しかしながら、表に示していませんように、子供と向き合う時間が確保されていると感じている教職員の割合については、年度によって変化はあるものの7割程度であり、依然として教職員の約3割が確保できていないと感じていると回答しています。また、時間外在校等時間の状況をみると、月45時間を上回る教職員の令和7年度の割合は、令和元年度と比較したところ約20%減少しており、改善はされているところですが、依然として中学校における割合は約60%と高い状況にあり、引き続き、本方針に示している取組を総合的に進めていくことが必要と考えています。続いて、3ページ「3 目標」についてです。本計画において、達成を目指す目標は次のとおり設定するとしています。まず、(1) 時間外在校等時間に関する目標は、文部科学省が示す目標と同様に①1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。②1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。としています。(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標については、地方公共団体の実情に応じて設定するとされていますので、大竹市教育委員会としては①ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。②ストレスチェックにおける「自分の仕事に誇りを感じる」への肯定的な回答の割合を90%とする。と設定しています。次に「4 計画の期間」につきましても、国が令和11年度までに教員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標に掲げていることから、本方針の取組期間についても令和11年度までと設定しています。次に「5 実施する業務量管理・健康確保措置の内容」については、目標を達成するために、本計画期間中の重点事項として、(1) 教職員の業務量の適正化、(2) 教職員が業務を効率的に行うことのできる環境整備、(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関す

る取組という視点で取組を推進するとしています。推進に当たっては、教職員の総業務量を把握し、その状況を踏まえて、業務量の適正化を図るとともに、在校時間の長時間化を防ぐための環境整備等の必要な取組を行っていくこととしています。それぞれの視点について、具体的な取組内容を説明します。まず、(1)教職員の業務量の適正化における取組の内容としては、◇の項目に示していますように、業務内容の見直し、校務のDX化、勤務時間外の電話対応、部活動の地域展開、通学路の見守り活動に取組んでいきます。次に、(2)教職員が業務を効率的に行うことのできる環境整備における取組の内容としては、◇の項目に示していますように、授業時数の標準化、教育課程の見直し、支援が必要な子供・家庭への対応、学校ICT環境の保守管理及び運用支援、授業準備、学習評価や成績処理、個別の支援が必要な児童生徒への対応に取り組んでいきます。次に、(3)教職員の健康及び福祉の確保に関する取組の内容としては、◇の項目に示していますように、労働安全衛生体制の確保、年次有給休暇の取得促進等に取り組んでいきます。最後に、「6 関連する取組、今後のフォローアップについて」、(1)関連する取り組みとして3点、挙げています。1点目は、学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。2点目に、各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。3点目として、各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議や地域学校協働活動との連携等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。としています。次に(2)今後のフォローアップとして、3点、挙げています。1点目は、取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、大竹市のホームページで公表するとともに、教育委員会会議及び総合教育会議において報告します。2点目に、時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、これまでどおり、学校で実施している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握します。3点目に、教育委員会において、引き続き、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らし課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施するとしています。この度、学校における働き方改革取組方針に、教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を盛り込むという形で改定をいたしますが、この方針に沿った取組を継続して実施していくことで、本市の小・中学校に勤務する教職員の働きやすさ、働きがいにつながり、さらには、「笑顔・元気」かがやく大竹っ子の育成につなげていきたいというふうに考えています。

小西教育長  
池田委員

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

中学校の在校時間が長くなっている教職員が60%近くいるとのことですが、部活が思い当たるのですが、原因がわかれば教えてください。また、昨年度の心身の不調による病気休暇を取得した方がどのくらいいるのか、教えてください。

事務局

中学校の部活動が大きな要因であると考えています。部活動は以前制定したガイドランに沿って各校が実施しています。教育委員会としても、中学校の教職員の在校時間を減らしていきたい思いがあり、各校の業績評価の面談を校長と行

う中で、各校の様子を見ながら指導助言を行い、少しずつ在校時間を減らしていきたいです。教員の加配の大竹市内の状況については、加配以外の部分は配置できています。加配の部分については、人材を探しているものもあります。非常勤講師の関係は、すべて枠が埋まっていると聞いています。

市川委員 二十数年前の話ですが、職員が部活動をした後に、特別教室に寝泊まりしていた実態がありました。部活が命で学校に寝泊まりしていたようですが、今はそのような実態はないですか。

事務局 そのような報告は学校からはありません。

小城委員 中学校教員の在校時間が45時間を上回る割合が60%近いのですが、当事者の先生方は負担に思っているのでしょうか。それとも、やりがいと感じているのでしょうか。精神的な部分を示す指標があっても良いと思います。物理的に時間を削っていき、在校時間を減らしていくことが一般的な働き方改革だと思えますが、子どもと向き合う時間が長いことにやりがいを感じる先生もいますし、そうではない方もいると思います。ストレスチェックの「仕事に誇りを感じる」「ストレスを感じる」といった設問に比例していくならわかりますが、改善の必要性もあると思います。そうでないなら、負担に感じている先生方をどうフォローするかを考えることも手だと思います。削減目標を掲げて取り組んでいくことで、もしかしたら生徒の犠牲も少なからずあるかもしれません。部活がしたくてもできない、休日に大会に参加しても先生方の引率がないといった事態が発生した場合、地域の方に委ねているといっても生徒のストレスがあるかもしれません。様々な要因があると思いますが、取り組むこと自体は大事なことで、趣旨を間違わないようにお願いします。目標を掲げて実施したときに誰かが被害を被る、ましてやそれが生徒とならないように、方向性を間違わないよう頑張ってくださいと思います。

小西教育長 子どもを軸にすえて考えていきたいです。先ほどもあったように、実態把握として、例えば各学校にアンケートをとって状況を詳しく分析したものは持ち合わせていないので、中学校に聞いてみてもいいかもしれません。部活命でやっている先生方も少なくなっているの、仕方なくやっている先生もいるかもしれません。しっかりとフォローできるようにしていきたいです。

事務局 数値目標は掲げていますが、総合的に取組を進めていきます。

小西教育長 部活動の地域展開の取組もあります。令和8年度から3年間行い、令和11年度に中間報告をする必要があります。土日の部活動について地域展開する取組ですので、ご意見をいただきたいと思います。国の方針では令和14年度には完全実施となっています。

小城委員 時間外在校等時間の状況の表について、「子どもと向き合う時間の確保」の状況の表は令和元年度から7年度までありますが、時間外在校等時間の状況の表は間が抜けています。抽出の仕方が違うのはなぜでしょうか。

事務局 実績はあるのですが、資料として掲載していませんでした。

小城委員 何か意図があるのでしょうか。

事務局 令和元年に取組目標を定めたのですが、策定した令和元年と今の状況の比較をわかりやすくするために、このような形にしました。

市川委員 県立の中学校は部活は毎日せず週に1回は休むようにしていますが、それが原因か分かりませんが私立学校の方が強い傾向にあります。また、勤務時間について二十数年前から言われていることですが、その時から勤務時間の削減について取り組んでいたと思います。勤務開始時間と終了時間を記録し、時間外勤務の

時間が一定量を超えたら警告がでるようになり、必要に応じて個人指導を行っていました。あのときしていた取組が未だ続いているのは、効果がなかったからなのではないでしょうか。

小西教育長 現場でやらなければならないことが多くなっています。国からICT、特別支援教育、環境教育と様々な内容の業務があり、現場が対応することになっています。ギャップが大きくなっていますので、選択と集中でスリム化していく必要があります。教育委員会から、この内容はやらなくて良いと伝えてあげて、こちらが管理していく必要があります。

市川委員 教育長の発言に同感です。国からは、例えば道徳教育は評価は記述式で行うよう指導要領がどんどん増えていっています。現場の職員にとっては、時間と労力をとても使わなければならないのではないのでしょうか。個々の評価等様々な内容を評価しなければなりません。そういった部分を大幅に改善する必要があると思います。国や県も学力向上を目指しているのです、仕事量がどんどん増えていっていきと思います。

小西教育長 教育委員会で精査する必要があります。法令で定められているものは取り組む必要があるのです、調整していきたいです。

池田委員 先ほど加配の状況についてお話がありましたが、病気休暇の方はおられますか。

小西教育長 現在1名いますが、もうすぐ復帰予定と聞いています。若い方の採用が多くなっていますので、今後は育児休暇や産休が増えてくると思います。

山田委員 教職員の業務量の適正化を進める中で、土日に部活を行うとそれだけで時間外勤務となりますし、部活の地域展開も今後進んでいくのだと思うのですが、外注できるものがあれば教職員が対応しないといけないものも減るのではないのでしょうか。DXを進めていくにしても、率先して教職員が動いている状況でなかなか進まなくなりますし、業務の負担が増えてしまいます。そのような部分を加配で補っていくことで、環境を整えていくことを教育委員会で進めていただければと思います。

小城委員 先ほど説明していただいた時間外在校等時間の状況の表について、令和元年度と7年度の数値の比較を出していただき、依然として高い状況にあると説明していただいているのは納得できます。しかし、総合的に進めるとなると、単年度での比較だと伝わらないと思います。子どもと向き合う時間の表と同じように、資料として資料の整合性を取るためには、こちらの表も同じような表記にして、数値目標の説明をした方が伝わりやすいと思います。すでに決定しているものならば仕方ないのですが、資料があれば教えていただきたいです。

事務局 時間外在校等時間の状況の表についても、子どもと向き合う時間の表と同じように年度毎の表記にしたいと思います。

事務局 修正版は後日配布いたします。

小西教育長 これまで学校では、教職員が教職員以外の仕事をたくさんやっていた状況があります。国からも「これは教職員の仕事ではなく、行政サイドが行うもの」といった説明があります。すぐには変わらないものですが、こちらの責任で少しずつ変えていく必要があります。極端な話ですが、子どもが学校外で生徒指導上の問題を起こした時、一番に学校に連絡が来ますが、順番としては警察や保護者が先なのかもしれませんが、一番は学校になっています。そこで学校の教職員が動いています。文科省の資料を見ても、掃除が学校の教職員の仕事なのかどうか、子どもの教育上あった方が良い場合もありますが、突き詰めた意見も出ているの

で、整理した方が良いと思います。日本の教育の良さであり、欧米の教育が入った現代では難しいことかもしれません。

池田委員 時間外の電話対応のことがあります。確かに時間外の電話対応についてルールを設定し、保護者の理解を得ることができれば良いと思いますが、生徒指導の問題等、対応が遅れると後の業務量が倍以上になるものもあります。学校運営協議会やコミュニティスクール等でしっかりと理解を得た上でやる保護者への周知等をしていかないと、「学校は対応してくれない」といったクレームに繋がる恐れがあります。良い取組だと思いますが、慎重な対応をお願いします。

小西教育長 対応はしっかり吟味して行く必要があると思います。

市川委員 様々な原因があると思いますが、原因の一つに教職員の質の低下があると思います。教職員の採用の倍率を見ても1倍から2倍の現状で、県によっては教職員免許不要で採用する例もあります。新規採用職員の登用名簿には約360名いるのですが、その中から約240名は辞退しています。報道等で「教職員は大変だ」と何度も報じると、そのようなイメージがついてしまいます。また、管理職をはじめとした教員が、本気モードを出しているかも重要です。そのためには、年度初めに教育長と各学校管理職が一同に集まって、自身の学校の取組のプレゼンテーションをしてみてもどうでしょうか。そこから、大竹市全体の教育のために、実現すべき内容がわかるようになると思います。学力向上の取組の際は、私自身も具体的な施策を出していました。そのような具体的な施策を出しながら進めていくことも大事だと思います。

小西教育長 教育委員会サイドの仕事になると思いますので、参考にさせていただきます。よく議会等でも話すのですが、「学校に来たら賢くさせて、自身を持たせて、家に帰させる」と思っています。大きな課題だと思いますので、またご意見いただければと思います。

小城委員 方針の「6 今後のフォローアップについて」ですが、公表することが記載されていますが、公表時期と回数、公表する理由を教えてください。

事務局 年度終了時点での公表を考えています。公表については、国の指針に定められています。

小西教育長 その他どうでしょうか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

## 報告第6号 大竹市奨学金貸付審議会委員の委嘱について

小西教育長 日程第3「報告第6号 大竹市奨学金貸付審議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 大竹市奨学金貸付審議会は、大竹市奨学金貸付条例第12条の規定に基づき、「奨学金の貸付、返還猶予及び返還免除の決定」について、審議する機関として、大竹市附属機関の設置に関する条例の規定により設置され、市議会議長など計9名で構成されています。この度、令和8年4月1日付けで、当審議会を構成する委員に職務者の交代があったため、新たに委嘱する必要が生じましたが、緊急を

要し教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、教育長において臨時に代理し委嘱したため、報告するものです。新たに委嘱したのは、大竹市中学校長会長に就任された大竹中学校長の河北光弘氏並びに大竹高等学校長に就任された三村勝彦氏です。なお、委員の任期は「当該職に在任する期間」となっています。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

#### 報告第7号 大竹市通級指導教室（言語）通級審査委員会委員の委嘱について

小西教育長 日程第4「大竹市通級指導教室（言語）通級審査委員会委員の委嘱について」、を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 大竹市通級指導教室（言語）通級審査委員会を構成する委員に職務者の交代があったので新たに委嘱する必要が生じましたが、大竹市教育長に対する事務委任等規則第4条第1項の規定により、緊急やむを得ないと認め、教育長において処理したものであり、同条第2項の規定により報告し承認を求めるものです。言語の通級指導とは、「話す・聞くなどの言語に関する部分で発達の遅れがある」方について、通常学級に在籍し、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、通級指導教室で受ける指導形態で言語に関する特別な指導を行うものです。その決定にあたっては、教育・医学・心理学等の観点から総合的かつ慎重に行う必要があるため、本委員会を年1回開催し、審議、答申を行っております。現在委嘱している委員の任期は令和7年1月1日から令和8年12月31日までですが、この度の令和8年4月1日の人事異動により、構成委員の交代がありましたので報告するものです。職務者の交代があり、新たに委嘱した委員は、「設置校校長」の大井一徳校長先生、「中学校校長会代表」の小田大介校長先生、「設置校担当教諭」の梅本千尋教諭です。また、任期につきましては、大竹市附属機関設置に関する条例第6条に前任者の残任期間であることから、令和8年4月1日から令和8年12月31日までとするものです。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

#### 報告第8号 大竹市就学指導委員会委員の委嘱について

小西教育長 日程第5「報告第8号 大竹市就学指導委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和7年4月1日に委嘱した、大竹市就学指導委員会委員の任期満了に伴い、

令和8年4月1日付で委嘱をする必要が生じましたが、大竹市教育長に対する事務委任等規則第4条第1項の規定により、緊急やむを得ないと認め、教育長において処理したものであり、同条第2項の規定により報告し承認を求めるものです。大竹市就学指導委員会は、大竹市附属機関設置に関する条例に定められた附属機関であり、担任する事務は、(1) 障害児の適正な就学を図るために必要な事項の調査審議(2) 特別支援学級入級対象児の適正な就学指導(3) その他必要な事項とあり、障害のある児童生徒の就学指導に当たり、児童生徒の障害の種類、程度や必要な教育的支援等について専門的な立場から調査や審議を行っています。また、委員については、(1) 学識経験者(2) 専門医(3) 福祉事務所長(4) 小中学校長(5) 小中学校特別支援学級担任等職員で構成しており、同条例第5条において、附属機関の委員は再任を妨げないとあります。この度の委嘱につきましては、前回と同様に16名の方に委嘱をしており、再任の委員が10名で、新任の委員が6名です。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

#### 報告第9号 大竹市立小中学校結核対策委員会委員の委嘱について

小西教育長 日程第6「報告第9号 大竹市立小中学校結核対策委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和7年4月1日に委嘱した、大竹市立小中学校結核対策委員会委員の任期満了に伴い、令和8年4月1日付で委嘱をする必要が生じましたが、大竹市教育長に対する事務委任等規則第4条第1項の規定により、緊急やむを得ないと認め、教育長において処理したものであり、同条第2項の規定により報告し承認を求めるものです。大竹市立小中学校結核対策委員会は、大竹市附属機関設置に関する条例に定められた附属機関であり、担任する事務は、(1) 結核に関する健康診断の実施状況及び結果の把握(2) 精密検査対象となる児童生徒の管理方針の検討(3) 患者発生時における関係機関との連携及び対策の検討(4) 学校の結核管理方針の検討とあり、結核対策委員会は市内小中学校内科健診後の結核健診実施後に開催し、審議を行っています。委員は、(1) 広島県西部保健所所長(2) 専門医(3) 医師会を代表する者(4) 学校医を代表する者(5) 小中学校長を代表する者(6) 養護教諭を代表する者 で構成しており、同条例第5条において、附属機関の委員は再任を妨げないとあります。この度の委嘱につきましては、前回と同様に9名の方に委嘱しており、委員9名のうち、再任の委員が8名、新任の委員が1名です。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件を裁決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 報告第10号 大竹市社会教育委員の委嘱について

小西教育長 日程第7「報告第10号 大竹市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 大竹市社会教育委員について、委嘱している委員に職務者の交代があったので、後任の者を新たに委嘱する必要が生じましたが、大竹市教育委員長に対する事務委任等規則第4状第1項の規定により、緊急やむを得ないと認め、教育長において処理したものであり、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。なお、本報告は、社会教育法第15条及び大竹市社会教育委員条例第1条の規定に基づいて、大竹市社会教育委員として委嘱したことを報告するものです。このたび、大竹市社会教育委員に委嘱した方は、三村勝彦様、河北光弘様、貞盛倫子様です。三村様は、広島県立大竹高等学校長であり、職務交代に伴い、前任の應本様に代わり、後任の者として就任についての承諾をいただいたため、この度新たに委嘱するものです。河北様は、大竹市中学校長会会長であり、職務交代に伴い、前任の小田様に代わり、後任の者として就任についての承諾をいただいたため、この度新たに委嘱するものです。貞盛様は、大竹市小学校長会副会長であり、職務交代に伴い、前任の真鍋様に代わり、後任の者として就任についての承諾をいただいたため、この度新たに委嘱するものです。なお、任期につきましては、大竹市社会教育委員条例第4条第1項に基づき、前任者の残任期間とすることになっておりますので、令和8年4月1日から令和9年5月31日までとなります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

#### 報告第11号 大竹市青少年問題協議会委員の委嘱について

小西教育長 日程第8「報告第11号 大竹市青少年問題協議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 大竹市青少年問題協議会委員について、委嘱している委員に職務者の交代があったので、後任の者を新たに委嘱する必要が生じましたが、大竹市教育委員長に対する事務委任等規則第4状第1項の規定により、緊急やむを得ないと認め、教育長において処理したものであり、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。なお、本報告は、地方青少年問題協議会法第3条及び大竹市附属機関設置に関する条例第3条の規定に基づいて、大竹市青少年問題協議会委員を委嘱したことを報告するものです。このたび、大竹市青少年問題協議会委員に委嘱した方は、泉新作様、三村勝彦様、小田大介様、大井一徳様です。泉様は、大竹警察署長であり、職務交代に伴い、前任の津村様に代わり、後任の者として就任

についての承諾をいただき委嘱しました。三村様は、広島県立大竹高等学校長であり、職務交代に伴い、前任の應本様に代わり、後任の者として就任についての承諾をいただき委嘱しました。小田様は、大竹市中学校長会副会長であり、職務交代に伴い、前任の河北様に代わり、後任の者として就任についての承諾をいただき委嘱しました。最後に、大井様は、大竹市小学校長会会長であり、職務交代に伴い、前任の貞盛様に代わり、後任の者として就任についての承諾をいただき委嘱しました。なお、任期につきましては、大竹市付属機関設置に関する条例第6条に基づき、前任者の残任期間とすることになっておりますので、令和8年4月1日から令和9年6月30日までとなります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか  
委員一同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議  
ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

#### 報告第12号 大竹市スポーツ推進委員の委嘱について

小西教育長 日程第9「報告第12号 大竹市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題  
とします。事務局から説明を求めます。

事務局 本議案は令和8年3月31日をもって現在の大竹市スポーツ推進委員の任期  
が満了したことに伴い、新たに委員を委嘱したため報告するものです。スポーツ  
推進委員は、スポーツ基本法第32条第1項により、スポーツの推進に熱意と能  
力を有する者を、市町村の教育委員会が委嘱するもので、市町村におけるスポ  
ーツの推進事業に係る連絡調整や、住民に対する実技の指導、その他スポーツに関  
する指導及び助言を行うものです。本市のスポーツ振興に重要な役割を担う人材  
であり、第2期大竹市まちづくり基本計画では、5年間の計画期間におけるK P  
I（重要業績評価指標）に、スポーツ推進委員の定数を充足・維持することを掲  
げています。本市のスポーツ推進委員の定数は、大竹市スポーツ推進委員に関す  
る規則第3条の規定により23名以内、任期は同規則第4条第1項の規定により  
2年となっており、同条第3項の規定により再任が可能となっています。この度、  
委員を委嘱した方は本議案の23名で、21が再任、2名が新任、任期は令和8  
年4月1日から令和10年3月31日までの2年間となります。委員の構成です  
が、男女別で男性16名、女性7名、地区別では大竹地区10名、小方地区6名、  
玖波地区5名、川手地区と栗谷地区がそれぞれ1名ずつとなります。ただし、地  
区ごとの定数の定めはありません。平均年齢は62.35歳で最年長が78歳、  
最年少が29歳となっています。本来であれば委嘱日である4月1日以前に本定  
例会に議案提出すべきところですが、引き続き委嘱を希望する再任者に加えて、  
令和8年3月をもって退任される方の定員補充として新任された方への調整に  
時間を要したため、大竹市教育長に対する事務委任等規則第4条第1項により、  
緊急やむを得ないと認め、教育長において処理したものであり、同条第2項によ  
り報告し、承認を求めるものです。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
委員一同 なし。

小西教育長 質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに異議  
ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

小西教育長 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

なお、本日の会議の議事録を作成するに当たり、各議題の審議内容について、  
字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を会議の議長  
に委任されたいと思います。異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は、議長である教育  
長で行います。

これにて、令和8年第4回大竹市教育委員会会議を閉会します。

【閉会時刻 10時40分】

.....